

第 26 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 16 年 6 月 10 日（木）午後 6 時 00 分～午後 8 時 12 分
場 所 津センターパレス 津市センターパレスホール
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

どうも皆さんこんばんは。今日は 26 回目の協議会です。それぞれの市町村におかれまして、今 6 月議会の開会中そんなことかと思えます。本当にお忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。また職員の方にも、それぞれ時間外ばかりお願いをいたしまして、非常に恐縮なんですけども、よろしく願います。今日は合併協議会のご相談事もかなり、もう詰まってまいりまして、ご相談事の数も多いんですけども、まちづくり計画の最終案こんなところの協議をこれから行ってまいりまして、7 月にはそれぞれの市町村で住民説明会、それから 8 月に合併協定書の調印と、こんふうに進めてまいりたいと、かねがね申し上げております。こういう中でありますけれども、美杉村の太郎生地区の住民の皆さんから名張市との法定合併協議会の設置の請求がございました。これにつきまして、結城村長さんから経過の説明も後刻お願いをいたしたいと思えます。また合併期日の問題につきましても協定書の調印から、それぞれの議会での議決、こういった流れといいましょうか、進む予定の中で美杉さんのことも関連してまいりますし、それが無くても事務作業も結構多うございますので、今日は最初の 4 項目の合併期日 1 月を目途と、目標というのは少し難しいと、こういうことも会議の中でお話をしてまいりたいと思えます。それでは、今日の議事は報告事項が平成 15 年度津地区合併協議会歳入歳出決算を含めまして 6 件、それから前回提案をいたしました協議事項が 16 件でございます。多うございますが、よろしくご協力お願い申し上げたいと思えます。

事務局長 ありがとうございます。それでは、会議次第 3 に入ります前に、協議会規約第 9 条第 2 項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、これより会議の進行を議長に移させていただきます。なお、本日、渡邊委員から欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。それでは、会長よろしく願います。

会 長 はい。それでは、津地区合併協議会規約第 9 条第 2 項の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。よろしく願います。今日の会議の委員のご出席 24 名、津地区合併協議会規約第 9 条第 1 項の規定を満たしてありまして成立をしておりますことを、先ずご報告をいたします。それでは、いつものように今日の会議の報告の会議録署名委員をお願いいたします。久居市長の池田さん、それから一志町の議長の豊田さん、3 号委員から鈴木委員さん、恐れ入りますが、お願いを申し上げたいと思えます。それでは、先ほどご挨拶でも少し申し上げましたが、太郎生地区の事につきまして、美杉の結城村長さんから名張との合併に関する状況等について説明をしたいという話もいただいておりますので、お願いをしたいと思えます。以上です。どうぞ。

結城委員 美杉村の結城でございます。ただ今、議長からご配慮をいただきまして、こういう貴重な時間をとっていただきましたことを先ず心から御礼を申し上げたいと思います。特に美杉村につきまして皆様方に変なご心配をお掛けしておりますこと心からお礼とお詫びを申し上げたいと思います。去る5月27日に第25回の津地区合併協議会が開催をされました。その開会の前に近藤会長さんから私に直接お話がございまして、美杉村のことで津地区合併協議会に迷惑をかけないでいただきたい。従って、美杉村が判断をしてください。そういうふうに明確に言われたのでございます。先ほどもお話がございましたように、7月には住民説明会、8月には合併協定書調印とその後のスケジュールが詰まっております。その中で会長として責任の大変重い中でおっしゃられましたことは当然のお考えであるというふうに、私はこのことを極めて重大に受け取りまして、直ちに職員また議会議員並びに村民の皆さんに、このことを説明をしまいいりました。振り返ってみますと、美杉村は昨年2月に私どもの議会の議決をもとに、昨年の4月から合併協議会に仲間入りをさせていただきました。以来、美杉村はひとつとして、私ども執行部と議会が両輪で合併を目指して進んでまいりましたが、この度名張市と美杉村太郎生地区の合併協議会設置につきまして、法律に基づき住民の直接請求が提出されました。この法律に基づきます手続きによりまして美杉村は6月21日に合併協議会設置の協議についての議案を議会に提出し採決を求めることにしております。また名張市は翌日6月22日に議会に提出、採決をされる。そういうことでございます。そういう中で、私としましては今日まで皆さんと共に進めてまいりました経緯のとおり、美杉村はひとつとして10市町村の合併をあくまでも実現していくことをあらためて決意をしているところでございます。今後も全力を振り絞りまして議会議員各位並びに住民の皆さんの理解と支援を得まして、6月21日は明確にさせていただきたい、さように思っています。そのへんのご賢察をいただきまして何卒よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上でございます。

会長 ありがとうございます。美杉村太郎生地区のことにつきましては、これは一義的に美杉村さんの問題でございますので、合併協議会の長である私といたしましても、あまりいろんなことを申し上げるのもどうかと思ひまして発言は控えてまいりましたが、合併協議会の最終局面といいましょうか、結構詰まっておりますので、当協議会へのスケジュールへの影響が出ることを懸念をいたしております。このあと、会長といたしまして合併期日についての考え方等をお話をする予定でございますが、この考えも太郎生地区の問題については是非今月中に結論を出していただくということが前提になって、いろいろと物事を考えております。私たちは、今も結城村長さんがお話になりましたように、ご自分の村に大きな愛情を持って美杉は1つとこういう大きな気持ちを持ってらっしゃると同じように私ども中勢圏域の2つの市と、それから、あと一志、安芸の両郡の10市町村が一緒になって昨年来いろんな考え方がある中で協議をして、ずっと進めて努力をしまいいりました。その間いろいろと日程的なご無理を申し上げたこともあったかも知れませんが、やはり、法律で決められた日程の中で住民の皆さんにご理解をいただけるように、短い期間ではありますが、私どもとしては大事大事に使ってまいったと思います。美杉さんのご事情もいろいろ理解をいたしますが、こういった私ども協議会の流れを美杉村さんのことだけで阻害することが、それから皆に迷惑がかかるということはいけません。敢えて私が今もお話にありましたように、美杉村長さんに申し上げておりますけれども、協議会でまだ合併期日が、いろいろ大切な事柄を決めていかなければなりませんので、是非きっちりとしたご判断を6月中にしてくれとお願いをいたしたいと思ひます。これはですね、合併協議会として皆さんがそういうお気持ちだろうと思ひますので代表して申し上げておきます。村議会それから行政ご当局におかれましては、ご理解をいただきまして意思を固めていただき合併に向けて進めていただけたらとこんなふうに思ひます。ちょっと失礼なことも申し上げましたけれどもお許しいただきまして、よろしくお願ひ申し

上げたいと思います。

3 合併の期日の取扱いについて

会 長 それでは、会議次第の3合併の期日の取扱いについてを議題とさせていただきたい
と思います。ちょっと、いろいろとおしゃべりをして話が飛んでいけませんので、日
程のスケジュール表をもう一度大きく伸ばしましたので、ご確認をいただきたいと思
います。これはおいおいご説明の時に使ってまいります、当初のスケジュールでご
ざいます。3月から、もう今は16年の6月と、この辺でございませうけれども、これか
らの長さもここに書いてあるつもりです。前回の協議会におきまして、今日の26回の
協議会で具体的な合併期日の提案をとこんなふうに申し上げてまいりました。それで、
いろいろ具体的な日を挙げまして検討いたしました。合併期日はいろんな要素が係っ
てまいりますし、そしてまた新津市の誕生にとりまして将来にはやはり市民の皆さん
に大きな意味を持つ日となると、このスタートというのは、それで、やはり、
そういう日というものは時間というものの大切さというもののしっかり考えまして、
ここはひとつ時間をいただきまして今日具体的に1つの期日に絞って提案ということ
ではございませうが、先ず私の考え方を少しお聞きをいただきまして、そしてなお、
お考え方を深めていただけたら、こんなふうに思った次第です。それで合併期日につ
きましては、昨年8月20日の第8回の協議会で平成17年1月を目標にするところ
いう内容でご確認をいただいております。ここの1月の所に新市発足合併式典とござ
いませうが、これがその時のひとつの目標とするというスケジュールでございませう。
それで、確認をいただきまして進めてきたわけでありませうが、いろんな重要課題がご
ざいませう、その整理に時間もかかりまして合併調印、議決というのは当初予定より
も4、5か月遅れていることになってきております。合併議決が3月の予定でしたけ
れども、今8月または9月と、こんなふうに申し上げておりますので、ここには書い
てございませうけれども、そこから勘定いたしますと、1、2、3、4、5、6と、そ
れぐらい、ちょっと遅れてきておるわけでありませう。その事とそれからもう1つはご
理解いただきたいのは、この下にも書いてありますけれども、これは当初の組織機構、
職員配置、給与体系等の検討、これは事務的な検討のことなんですけれども、結構これ
が新市をスタートするということには大事なことございませう、ここん所をきちっ
とまいりませうと新しい市がうまくスタートいたしません。これが1、2、3、
4、5、6、これも約6か月かかります。だから、ある程度市町村議会議決とか、そ
ういったような手続きがポンポンと済ましていきませう、その後、この6つぐら
いのどうしても事務的には必要だと、こういうふうに思いませう、ご挨拶の時に申し
上げましたけれども、平成17年1月の合併というのは、これはもうちょっと難しい。
こういうふうにならなきております。こういう中で、もう1つ違った要素が出てま
いりましたのは、合併特例法の改正によりまして平成17年4月1日以降の合併期日
でも現行の合併特例法の適応を受けられるということにならなきてまいりました。
旧法とい
いますか、今までの、この3月、これまででなければ、新しい法律によるところの特
例というのは駄目だと、こういうことにならなきておりましたから、どうしてもこの3月
のこの線までに合併をスタートをしなければいけなかつたんです。だから当初のスケ
ジュールは少し余裕を持って発足を1月目標にして、そして3月、ここで止めてお
ったわけなんですけれども、今申し上げましたように、1年合併のスタートは延びても特例は
適応するということにならなきてきた変化もございませう。しかし、それは3月までには、
この3月までには所定の手続きは済ませておかなければなりません。みんなまとめて
おいて、そしてあとよいよスタートというのは、ここから1年間余裕があるという
ふうにご理解をいただければと思います。そういったことを踏まえまして、今日は具
体的に1つに絞った合併期日の提案ということではなくて、3つぐら
いの考え方を少

し申し上げて、そしてご協議をいただきたい。こんなふうに思います。基本的には出来るだけ最初の4原則、この格好からあんまり大きく外れないように事務的なことも考えて進めてというか、考えたのです。先ず、最初に幹事会やら部会やらいろんなところの議論も踏まえて考えた案というのが、17年3月14日、ちょっと赤鉛筆を、この辺ですね。これを1つの案として考えてみました。それは月曜日です。曜日が関係しますのは後からご説明を申し上げます。その次に平成17年4月1日、ここんとこです。先ほど申しましたように、この線は越えても合併特例法はいいということになりましたから、本当はこの線のもうひとつ前で止めときゃいいんですけども、4月1日という案を申しました。これが金曜日です。それから、もう1つは平成17年5月1日この辺からもうちょっと、いわゆる連休の間というんでしょうか、5月6日ぐらい、これが金曜日ですけれども、こんなような間かなと、かなと変な言い方していますが、そんなふうに先ほど申し上げたように基本原則からなるべく外れないように、そして申し上げているような、こういう期間なり、今からの住民説明会、市町村議会議決、いろんなことを全部考えて一番近い所はこの辺かなと、こんなふうに思ったわけです。この第1案14日になりますと一番基本原則から近くていいんです。それから、ここで月曜日と書きましたけれども、これは、やはり住民情報システムの切り替え準備というのが、結構どこかの銀行の電算システムの切り替えの時にいろいろ事件が起こったこともご承知と申しますけれども、やっぱりきちっとしておかなきゃならんことですし、そうしますと、土、日というのを、住民の皆さんがいらっしやらない日を職員が仕事をいたしまして、月曜日から稼働をしていくというのが一番担当者なんかの意見を聞きまして望ましいということにすれば14日、これが3月の月曜日でございますので、そういうふうに考えれば一番いいじゃないか。1つの考え方です。それから、この4月1日は、これは先ほど申し上げましたように、4月を超えてもいいということでもありますから、会計年度に合わせる、4月1日から官庁の会計年度はスタートいたしますから、予算編成とか、それからその前年度の決算とか、いろんなことは4月1日で整理をいたしますので、新年度からきれいな格好でスタートできる。こういうことでございます。そういうことで4月1日。新しい市のスタートを年度代わりのところから、きれいにしていた方がいいのかな、ところが金曜日でございますので、先ほどここで申し上げたような要件は多少苦勞しなければなりません。それから、その第3案は、今度は電算システム、情報システムとか、そういうものの準備期間とか、それから新市移行への少し余裕をみるというような格好になるでしょうか、それで、なるべく外れないようにということを考えますと5月に入っただけ、これぐらい、連休の日の明けた所といいましょうか、この辺連休がポンポン続きますから、明けた日のどれを取ってもいいんですけども、こういったような3案というふうに申し上げたわけです。それで、先ほど申し上げましたように、今は私としましては、こういうようなお話をしておいて、そして今からいろいろとご意見を伺って、そして次回の6月23日の第27回の協議会で、いろんなご意見やら、今僕が申し上げた部分も踏まえて、また幹事会等でいろいろと意見を求めまして、ご提案をしたいと、こんなふうに思います。それで、今日提案申し上げるということで、それぞれの議会の皆さん方で協議をなさってきたと存じ上げますので、是非私がそんなふうに23日と申し上げても、今日いっぺんいろいろな皆さんのご意見を伺ってみたい、こんなふうに思います。調整案として今度はまとめたと思いますので、非常にいろんな角度から重要な問題でございます。特に私たちはここの協議会でいろいろな話をしているということよりも住民の皆さん方にご説明を申し上げ、そしてご理解をいただかなければならない大事な事でございますので、是非今からご意見をお伺っていく中にも、結論だけじゃなくて、こういう考え方で住民の皆さん方にお話をしていけばスケジュールというものは合併を進めていく中でご理解をいただけるのではないかと、是非そういうところにも少しご丁寧なご意見をお伺い出来ればなと、こんなふうに思いますので、どうぞよろし

くお願いを申し上げたいと思います。ここから先は、まだ新しい法律であることはあるんですけども、先ほどから申し上げましたように、最初ご同意をいただきました4原則からなるべく外れないように、それから、とは言っても繰り返し申し訳ありませんが、この期間を無視するわけにはいきませんので、お願いしたこと、それから、この辺に住民説明会というのが入ってまいりますけれども、ここは前後のスケジュールでなるべく縮めないでしっかりと時間をとって住民の皆さん方にお話をする。こんなふうに思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。それでは、ご意見をお伺いすることにいたしましょう。どうぞ、それぞれにはお願いしませんので、どうぞご意見がおありの方お手をお挙げになっていただいて、お願い申し上げます。はい、どうぞ。八太議長さん。

八太委員 今、会長から3案を説明いただいて、なるほどなという所もございしますが、今、それぞれ説明をいただきましたように、市町村合併の特例に関する法律の一部改正についてということで経過措置について、今、会長から説明をいただきましたように、平成17年3月31日までに市町村議会の議決を得て、それぞれ都道府県知事に合併の申請を求め、平成18年3月31日までに合併したものについては現行の合併特例法の規定を適用する。ということで昨日も議会で論議をいただきました。1年間、端的に申しまして1年間延長していただいて、今まですり合わせをしていただいたこと、それから、これからも、やっぱり28万6千人の市民に納得のいただけるような新しいまちづくりに久居市も参画させていただこう。ということで20名の議員のうちの全員と申し上げてもいいぐらいの賛同をいただきました。従いまして9市町村の皆さん方におかれましては、是非久居市をおき者にせず、省き者にしないように、ひとつご協力をいただいて、1年間の延長を認めていただければ、一番ありがたいと思いますので、議長として一言皆さんにお願いを申し上げるところでございます。ご理解をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

会 長 久居市議会のご意見をお伺いをいたしました。他の皆さん、いかがでございますでしょうか。はい、どうぞ。天花寺さん。

天花寺委員 白山の天花寺でございます。初めてこういう3つの期日というか、それを提示されましたが、初めてでございますので、私も特別委員会は諮っておりません。諮ってはおりませんが、今日まで、いろいろ合併について、あるいは質問、あるいは合併の地域の説明、私も17年の1月1日には合併するんだという前提のもとに来たわけです。住民もそういうつもりでおりますし、これは特別委員会に諮っておりませんが、私としては、やはり基本4項目の17年1月をなるべく守っていただくようお願いしたい。ただし、今、遅れていることは事実なので、そのへんの事務的なレベルでもって遅くなるとすれば、1月中か3月14日、この日を目指して合併を目指していただきたいという気持ちであります。これで、今度すぐ帰りましたら合併特別委員会を開きまして、この3つの提言について各委員の意見を聞きますけれども、私としては住民の気持ちを思いますと、どうしても早い期間に一番約束の日に近い日に合併をお願いしたいというふうに考えております。以上ですが。

会 長 ありがとうございます。今、天花寺さんのお話を伺っていて、ちょっと、ここで説明を落とした事がございますので、もう1点だけ。3月14日というのは、先ほどから、何べんも申しておりますけれども、6か月の間、そのような作業が出来る日付なんです。ところでひとつ申し忘れた事は3月の中ごろであれば、そこで新市がスタートをすると、3月から4月の間のちよっぴりした間、新市の予算というのが特別に一個いるのかな、こういうことです。それから5月になってまいりますと、今度は旧市町村のそれぞれのところで1か月ぐらいの予算が特別にいるのかな、これは住民の皆さんにとっては、あまりいいんじゃないかということかと思いますが、行政で考えるときりがええところはこんなところかと思いましたが、ちょっと、少し予算作業のことを申し落としましたので、付け加えさせていただきました。あとは、はい、どうぞ。

前山さん。

前山委員 一志町におきましては、合併の期日について、議会においてまだ議論をしておりませんので、私個人の考え方ということでお聞き取りをいただきたいと思います。先ず、今、3つの案を出していただきまして、また、久居市の議会のご意見は拝聴したわけですが、この3つの案の中で、どれを選ぶかということになりますと、私は先ほど、どこかの銀行がおっしゃったのですが、この銀行の話をおあるところで、また別のところでお伺いする機会をありまして、これは大変な期日と大変な金額がそれに費やされたということをお聞いております。この合併に際しましては、そういったことは一切許されない。例えば印鑑証明ひとつ取るにしても、その日にうまくいかなかったということが、いかに大きな経済的な問題に発展するかも知れない。従いまして、私はそういうふうに取り替えが一番スムーズにいける日が望ましいということをお、前々から私個人の考え方ですが、職員には申しておったところがございます。そして、4月1日というのは非常にいい意味でございますし、それに賛意を示していきたいところでございますが、4月1日は住民異動が随分と多い時になると、そういう非常に困難な事態も想定される。もっと安全にという考え方からいきますと、そちらの方が危険なことかなと、そして予算の問題はございますけれども、これは暫定予算とか、ああいうふうな形で切り抜けていくわけでございますから住民の皆さん方にご迷惑は係らないのではないかと思う次第でございます。以上。

会 長 ありがとうございます。他の皆さんいかがでございますでしょうか。中川さん。

中川委員 津市議会の中川でございます。津市議会といたしましては、会派代表者会議等で見集約をやっておりまして、期日の問題は今日初めて3つの案が提示をされたようなことございまして、市議会の中では代表者会議、また個人の議員さんに対しても意向の把握ということはおやっておりませんので、今ここでこれが一番望ましいとか、この辺が、この3つのうちでどれがということは申し上げることが出来ません。早速この案でもって議会の中で、これから期日の問題は協議していきたい。これが正直なところでございます。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。今、中川議長さんがおっしゃったような議会のところも多いのではないかと思います。最初申し上げましたけれども、6月の23日にご提案を申し上げる、調整案としてと思います。今、お伺いしたこと、それからまた23日までの日並びに幹事会、幹事さんを通じて、再度、再三、いかがですかというお尋ねの仕方も必要かなと思いますし、いろんなことをやりまして、とにかく23日には1つの調整案にしてご提案をいたします。それでご議論を23日に決めるというものではありません。そこで議論して、その次やね、7月5日これが期日のスケジュールであります。そして、お考えをまとめまして、先ほど、グリグリと書きましてけれども、7月の住民説明会に皆さんがその考えをぶら下げてきていただいて、住民の方にお話になると。こういうことにいたしたいと思っておりますので、今から、水谷さんからお話をあつて、次の案件に移らせていただきます。

水谷委員 会長の方が最後、7月5日の日に最終的な方向性を見つけていきたいというような発言ですので、少し議論には余裕があるかなという受け止めをしたんですが、この際あえて発言をさせてもらいますと、河芸町の議会としては、この問題はまだ議論しておりません。ということは、今日私案的なものというか、そういったものがここにあるということをお踏まえて、そういった形の議論を組み立てていきたいなと思っております。わけですが、特に新法、新しい法律ができて、それがどういう影響をもたらすのか、あるいはどのような判断が下させるのかということも調べてみたいと思っておりますし、同時にこの場で私意を述べることは差し控えたい。つまり私も1つの協議会のありようについて、議会の中できちっとした形で議論するんですから、私的なことのない発言をしなければならん、そういう立場でありますし、同時に久居さんの方から提案があった1年間延長というのは、何を言おうとしているのか、あるいは、今まで私

どもの議論が足りない点があったのかどうか、こういう面も整理していく必要があるということを踏まえておりますので、以上3点を踏まえて上で会長さんの方からお話がありましたようなことを踏まえて議論していきたいと、こういうふうに思っております。

会 長 ありがとうございます。八太さん、何か。

八太委員 すいません、貴重な時間。今も河芸町の議会の方からもご発言をいただきました。それから、天花寺委員さんからもご発言いただきました。前山委員からもご発言をいただいたところでございますが、私ども久居市議会はいくまでも10市町村の合併に反対するわけではございません。今までの問題についても、掘り返すという気持ちは一切ございません。特に基本4項目を決めていただきました時の久居市の代表も私でございましたので、今、正にその事を掘り返す気持ちは全然ございませんし、議会の意向もそういうことではありません。従いまして、くどいようでございますけれども、新法の活用を、これを決めた時には平成17年3月31日までに合併しなさいということで原案をいただいて、平成17年1月の合併という形で基本4項目を決めさせていただきました経過を私は忘れておりません。そのことをもって、今、会長から説明いただきましたように、合併に関する法律の一部改正がなされたことによって、これから協議いただく新まちづくり計画について、私どもは2日間の論議をしてきたところでございますが、まだまだしっかり市民に報告をさせていただくところが多々あるとのことで、そのことも踏まえて、急がば回れで、しっかりと皆さんの足手まといにならないように、10市町村での合併をさせていただきまして、私どもも新しい市に向かってのまちづくりに協力させていただき、また仲間入りをさせていただきたい、この一念で私が議会を代表して発言させていただきましたことをお許し願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

会 長 はい、ありがとうございます。これはこのくらいにします。それでは、続きまして会議次第の4、今日の議事に入ります。報告第97号平成15年度津地区合併協議会の歳入歳出決算でございます。期日の話をしたかと思ったら今度は決算の話で、いろいろ入り混じりますが、お許しください。それじゃ、説明してください。あの、完結にね。もう1つ大事なことが後であるから、お願いします。

4 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第97号 平成15年度津地区合併協議会歳入歳出決算について
資料に基づき事務局長から説明

会 長 ただ今ご説明を申し上げました決算につきまして、監査委員さんに監査をしていただきました。それでは審査の結果をご報告いただきたいんですが、お願いいたします。

塚澤監査委員 それでは、平成15年度津地区合併協議会決算監査について、ご報告申し上げます。監査委員、私、塚澤正は、森下誠監査委員と共に津地区合併協議会規約第13条に基づき、平成16年6月1日、津リージョンプラザ第1会議室において、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの平成15年度津地区合併協議会決算について、歳入歳出決算並びにその関連帳票を監査いたし、その結果、決算書記載の通り、正確、適正なることを認めます。以上でございます。

会 長 どうもありがとうございます。それでは、ただ今の報告、それから監査報告につきまして、何かご質問ございましたら、お願いをいたします。特にご意見ございませんようでしたら、報告97号につきまして、報告の内容でご承認をいただけますか。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは決算につきまして、原案どおり承認といたします。

塚澤委員さん、森下委員さん、ありがとうございました。それでは、続きまして報告第98号から報告第102号につきまして、事務局から説明をいたします。

- ・報告第98号 環境部会環境保全分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第99号 産業労働部会観光分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第100号 産業労働部会農業基盤整備分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第101号 産業労働部会農業委員会分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第102号 教育文化部会青少年育成分科会の事務事業調整方針について
- 資料に基づき事務局長から報告

会 長 98号から102号までの報告は以上のとおりです。内容にご質疑等ございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございましょうか。はい、どうぞ、豊田さん。

豊田委員 一志町の豊田でございます。報告第100号の8/14でございますが、土地改良事業団体等運営補助金等でございますが、これ現行のとおり随時調整でございますけれども、調整の具体的内容の中に19年度までの3年間ということで、こういった理由で使用するということが出てきておりますが、これは補助金その間はなくなるということですか、その辺ちょっと教えてください。

会 長 はい、産業労働部会長さん。

産業労働部会 産業労働部会の浜口でございます。今のお尋ねにありました、19年までの、現行ですと、津市、久居市、一志町ということでございますけれども、この3年間の間は、合併までに統一した支援の仕方といいますか、調整いたしまして、その案をもって言えば3年間を目処にする。従いまして廃止するとか、補助金がなくなるということではございませんので、ご理解賜りたいと思います。以上でございます。

会 長 よろしゅうございましょうか。一志町さん。いかがでございましょうか。
(異議なし)

会 長 特にございませんようでしたら、今の報告事項は原案どおりの内容で承認とさせていただきます。それでは、報告事項は以上です。

(2) 協議事項

- ・協議第91号 新市まちづくり計画について

会 長 それでは、次に今日の協議事項に入ります。今日の協議事項は91号から106号までの16件でございますが、91号から96号までの6件は幹事会等で調整をした調整項目の内容を今日の協議会の委員の皆さん方に協議をしていただくものであります。それから、97号から106号の10件につきましては、既に協議会におきまして調整項目として確認をいただいたものを協定書に記載する内容に整理をしたものでございます。それで、先ず協議第91号新市まちづくり計画についてを議題といたします。ご協議をいただくまちづくり計画(案)でございますけれども、これまで協議会でお示しをしてまいりました最終案に、5月13日に開催をされました24回の協議会におきまして、新市の議会議員の定数及び任期、都市計画税、公共料金こういった取扱いが決定をされましたので、これらを反映をさせますと共に、国の制度改正等も関与いたしまして、財政計画も見直しまして、最終案を修正の上、正式に財政計画をまとめました。新市まちづくり計画(案)をご協議をいただく予定にございます。このことも、それぞれの団体におきまして、いろいろご検討をいただいたものと思いますので、また、ご質疑ご意見がございましたら、お願いをいたします。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。はい、どうぞ。

八太委員 すいません。久居市議会です。失礼します。私どもは新市まちづくり計画につつま

しては、6月1日と昨日と2回にわたって審議をいただいたところでございますけれども、具体的な新市のまちづくりの方向性を市民に示すことができないという意見が多々出されたところでございまして、これに反対するというものではございません。もう少し時間をいただきますように、継続で審議をさせていただきたい、このように皆さんをお願いをしてこいとういうことでございますので、よろしくご協力いただければ、ありがたいと思います。以上です。

会 長 はい。他の皆さんはいかがでございましょうか。今のご提案は久居市議会でも、まだ、もうちょっといろいろ協議をしたいので、こういことございまして、この件は、特に皆さん方ございませんようでしたら、今まで、素案、原案、修正案、最終案と1年ぐらいかけてご協議をしましてまいりました。ご承知のように新市のまちづくり計画の基本構想となるものでございますので、私は十分協議のうえ、協議会全体として、納得していただけるものと、こんなふうにして、そういうものでなければと、こんなふうに思っています。久居市さんからもう少し時間をというお話でございまして、先ほど調整日程のところでも、ああいうようなお話をいたしまして、このことがしかるば今日でなければならんということもございまして、そういうご意見があれば、尊重して次回の協議ということにしたいと思っております。それで、7月には、やっぱり住民説明会を市町村で実施をしましてまいりますので、やっぱり今度の6月23日の協議会には是非議論を終えたいと思っておりますので、恐れ入りますが、久居市さん、お忙しいところ、大車輪で内容をご協議願いたいと思っております。こういふうにお話をいたしました、よろしゅうございましてか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、まちづくり計画につきましては、次回への継続協議といたします。

・協議第92号 各種事務事業の取扱いについて
環境対策関係(その3)

会 長 それでは、次に、協議事項92号各種事務事業の取扱いについて 環境対策関係(その3)を議題とさせていただきます。この項目は、旧の地域改善対策特別措置法に規定をいたします対象地域におきます合併処理浄化槽に係る水洗化促進事業、このことに関する1項目でございます。調整の内容といたしましては、廃止の方向で調整をするをいたしておりますが、このことにつきまして、ご質疑等ございましたら、お願いをいたしたいと思っております。よろしゅうございましてか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、特に無いようでございますので、この項につきまして原案どおりの内容で確認といたします。

・協議第93号 各種事務事業の取扱いについて
商工・観光関係(その3)

会 長 続きまして、協議第93号各種事務事業の取扱いについて 商工・観光関係(その3)でございます。この項目は、温泉運営事業に関する1項目です。調整の内容は、現行のまま新市に引き継ぐ。こんなふうにしております。調整の具体的内容といたしましては、施設等につきましては現行のまま新市に引き継ぐものとするが、新市移行後、望ましい温泉運営事業のあり方について、検討を行っていくというふうにしております。このことにつきまして、ご質疑がございましたら、お願いをいたします。よ

ろしゅうございますか。
(異議なし)

会 長 それでは、この内容でございますので、この項目の内容につきまして、ご確認をいただきましたとして進めてまいります。

・協議第 94 号 各種事務事業の取扱いについて
下水道事業(その3)

会 長 続きまして、協議事項 94 号各種事務事業の取扱いについて 下水道事業(その3)を議題といたします。この項目は、水洗便所の改造費等に関する補助金の1項目です。その中には、生活扶助世帯等の水洗便所改造に要する費用助成それから水洗便所の改造に要する費用の積立に対する助成それから旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内におきます水洗便所の改造に要する費用助成この3種類でございます。それぞれの市町村で、今までこの項目につきまして実施をしていただいている部分や制度の内容について、差がございますので、これらについて調整をする必要がございます。調整の内容といたしましては、津市の例により調整をする、合併と同時。こんなふうにしてあります。具体的には、生活扶助世帯等の水洗便所改造に要する費用の助成については、津市の例により調整をする。ただし、久居市で行っている水洗便所の改造に要する費用の積立に対する助成につきましては、新市全域を対象として実施する。それから、旧地域改善の対策特別措置法に規定する対象地域内におきます水洗便所の改造に要する費用の助成につきましては、合併時には廃止する方向で調整をする。ということでございます。簡単にご紹介を申し上げましたが、この内容につきまして、ご質疑がございましたら、お願いをいたしたいと思います。はい、前山町長さん、どうぞ。

前山委員 92号でございましたか、合併浄化槽のところ、もう既にやったか分かりませんが、ちょっと、そこをパスいたしまして、矛盾する話でございますが、お許しをいただきたいな、かように存じます。一志町におきましては、地域改善対策について正に真正面から取り組んできたという、こういう背景の中で、一志町議会におきまして、かなり強い質疑、あるいは要望があったわけでございますので、発言をさせていただきたいと思っております。過去をふり返って申し上げるまでもございませぬが、30有余年に渡りましてのさまざまな法律改正を受けながら、やってきた事業でございます。そして13年度で、全て法律が廃止されたと、こういうことでございますが、県におきましては、水洗化につきましては14年度も含めると、こういうふうな若干幅を持たした対策が講じられたということがございます。一志町といたしましては15年以降も引き続いて実施をいたしております。と言いますのは、今その地域が集中しているということもあるわけでございます。継続して取り組んでいるわけでございます。そして、今日我が町の実態調査なり、実施調査等実施いたしましても、これは解説をいただきました大学教授の話によりますと、我が町のみならず、やはり差別は依然として存在していると、経済的にもいろんな意味でも経緯があると、こういうような実情でございます。今回一般対策の中でも、地域なりに討論を行う等必要なものについては、優先して取り組んできた、このような提言もなされて廃止になってきたわけでございます。法の失効というものは非常に重いものであるというふうには思っておりますし、また法に従って行政展開がなされていくものと、このように思っていることは、芸細かなり、こういうことになるのですが、特別法を廃止するに当たっての提言なり、こういったものを配慮していただきまして、次の2点についてお伺いをいたしたいと、どのような、これまでご協議がなされてまいったのかも伺いたい。そういうことでございます。1つは対象地域内に対する所得制限等の緩和措置が考えられないか、こういう

ことでございます。2つ目は地域予算というものが検討されておりますが、もし、これが実現するとすれば、一志町の地域予算の範囲内で対象地域内に対する何らかの配慮の形ができないか。この2つをお伺いしたいと存じます。以上でございます。また私の申しましたことについて不足がございましたら議長から申し上げることいたします。

会 長 この件は、2点ご質問がありました。部会長さん、質問の主旨はご理解いただけましたね。1つは所得制限の緩和。それから、1つは地域予算の、これはちょっと部会長さんではお話しづらいかも知れませんが、しかし、議論をされとったんであれば、お答えできるでしょう。じゃ、お願いします。

下水道部会 下水道部会でございます。水洗便所の改造補助金のうち、地域改善対策特別措置法に指定いたします対象地域内における水洗便所の改造に要する助成につきましては、構成市町村の現況欄にございますとおり、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律につきまして、失効いたしました平成13年度末で、津市及び白山町さんにおいては廃止されており、久居市、芸濃町及び一志町は継続して実施されているところで、このうち芸濃町は平成15年度で事業が完了となっております。この調整につきましては、下水道部会においては結論が出ず、幹事会のみで合併時に廃止する方向で調整するとの方針が示され、協議会へお諮りしておるところでございますので、よろしく申し上げます。

会 長 そういうご説明であれば、今度は幹事長さんですね。中味まで説明して欲しかったけども、お願いします。

幹事長 幹事会での協議の経過も含めて、ご質問の件にお答えをさせていただきます。先ほどの92号の合併浄化槽のこと、前回の協議会でご確認をいただきました下水道受益者負担金の減免につきまして、これら3つが旧地域改善の特例ということでございました。それで、先ほどありましたように、関係7市町のうち久居市と一志町さんが現在も制度を存続、継続されておりました、他の市町村では既に、法廃止の13年度もしくは現在までに全て事業を終了されているということで、関係7市町の幹事で幾度か協議をいたしまして、結論としては「廃止」ということでございます。これは、それぞれの地域で廃止に至る過程でたいへんなご苦労をされた中で、地域のご理解、関係者のご理解を得て廃止してきた中で、これを再び元に戻すということについては非常に難しいということでございまして、そういう中で、また1地域、特定の地域だけ事業を継続することも、この地域の一体性という事業の性格からいっても、これは許されないだろうということで、ただ非常に難しい事業でございますので、これを調整するに当たりましては、関係者の方々と十分調整したうえで、進めていただきたいということで、かなり時間を取って調整してきた結果でございます。それで、もう1つ所得制限の緩和ということでございますけれども、これに替わります一般制度としては、現在の津市の制度で実施するということで生活扶助世帯それから低所得者ということで、市民税の非課税世帯を対象として、今、津市は実施をしております。これをどうするか、少し広げるかどうかということは今日初めていただいたご提言でございますので、実際の適用の対象等がまだ数が把握できませんので、それについては、ご検討をさせていただきたいと思っております。それから、地域予算についてでございますけれども、やはり、地域予算これからまだ、いろいろご検討させていただきたいと思っております。ですので、こういう補助金的なものをその地域で独自でやるような性格のものではないというふうに理解をしておりますので、よろしく申し上げます。

会 長 前山さん、お分かりになっていただきましたか、お答えをいたしました。

前山委員 中味、ご説明は分かります。

会 長 ご質問ですから、ご説明を分かっていたら結構です。他にいかがでございますでしょうか。特にございませんようでしたら、今、幹事長のお答え申しました中に、少し所得制限の緩和の部分につきましては、まだ部会で少し議論をしてもらいたいなど

はと思いますが、これは非常に1つの組み立て方の細かい所でございますので、所得制限といいましても、普通の形においても、いろいろご検討を加えて変わったりするような項目までなっておりますので、できれば、そういう含みは幹事長で処理をしていただくとして、おおかたの方向についてお諮りをいたしたいと思いますが、ただ今ご提案を申しあげましたようなことで特にご異議がございませんでしたら、方向を認めたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 それでは前山さん、ご納得をいただきたいと思いますが、で、幹事長さん、よろしゅうございますか。

・協議第95号 各種事務事業の取扱いについて
生涯学習関係(その5)

会 長 それでは、続きまして、協議事項95号各種事務事業の取扱いについて 生涯学習関係(その5)を議題といたします。この項目は、放課後児童の健全育成事業この1項目です。調整の内容といたしましては、新たに制度を制定する、合併と同時といたしております。具体的な内容といたしましては、公設の施設は新市に引き継ぐ。運営は民営で調整をする。補助基準は国の基準を原則とする。こういうことでございます。補助要件につきましては、児童数は20人以上とする。既存の施設は例外といたしまして、また、過疎地等は10人以上という特例も設けまして児童数は10人以上。それから、開設日数は年間281日以上、当分の間はいろいろ今までの地域のご事情もあるでしょうから、200日以上も可とするというような日数。それから、指導員の配置基準は、児童数が20人以上35人以下の場合は2人以上、児童数36人以上70人以下の場合は3人以上、児童数71人以上は4人以上こういうふうなことであります。なお、久居の事業につきましては、当分の間、現行どおりとし、合併後3年程度で見直しについて検討する。こういうふうにいたしております。非常に、これは各地域やり方と言いましょうか、制度もそんなに長い制度ではございませんので、いろんな格好でスタートしておりますので、今申しあげましたように、いろいろ特例付きの調整事項。こういうふうになっております。このことにつきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。はい、どうぞ、海野さん。

海野委員 安濃町でございますが、要望を1つさせていただきたいと思いますが、調整の内容なり調整の具体的な内容につきましては結構かと思えますけれども、安濃町には2つの施設がございますが、現在の児童数はいずれも20名を満たしております。しかし、設立当初は、なかなか、この20名が揃わないということも、これから作られるこの資料のみでは、あるのではなかろうかと、そんなことも心配をいたしております。それで、今後運用規定等を検討されるに当たりまして20名未満の所につきましても、いろんな事情があると思えますので、その辺の所も含めて、また運用委員会の中で20名未満の施設につきましても、検討いただけたら、ありがたい。こんなふうを考えております。

会 長 ご要望を部会長さん、聞いていただいたと思えますけれども、何か伺ってお話することがあれば。

教育文化部会 また、部会で協議、検討していきたいと思えます。

会 長 と、申しております。よろしゅうございますか。いかがでしょうか。それ以上特にご所見等ございませんでしたら、はい、失礼しました。豊田さん。

豊田委員 一志町の豊田でございます。今、安濃町さんがおっしゃいましたことも、私どももやはり申し上げたかったんでございますけれども、また、この他にもう1点、ちょっと、お伺いをしたいんでございますが、今回これ国の基準における原則とするという

形で調整をされたようでございますけれども、県の補助制度というものがございまして、5人～9人の間は単年度でございますけれども補助が出るというような形もございまして。そういう中で、この国の原則を適用とするというお話でございますけれども、少ない人数、先ほども安濃町さんも申されましたけれども、やっぱり、不足的にたいへん少ない人数でございました。そうしますと、そういう所はだんだん切捨てられていくという形になります。そういうことで、そこら辺のご検討はどういうふうにされたのか、ちょっと、お伺いしたいと思います。

会 長 今の豊田さんのご質問にお答えください。

教育文化部会 青少年育成分科会長、中野でございます。県の補助につきましては、単年度補助というふうになっております。それと実際、分科会等でも話し合ったことなんですけれども、非常に人数が少ないと、どうしても保護者からの負担金の集まる総額が少ないというようなこともありまして、非常に運営自体が当初は成り立ってもそれを継続していくことが非常に難しいというのが経験的に、津市もそうなんですけれども、そういうこともございまして、何とか20人ぐらいまで集めていただくというふうな、分科会でも1つの大事な線ではないかなというふうなことで検討してまいりました。それを、またどうしていくかということは、今後の課題でもあるかなというふうには思っております。以上です。

会 長 ちょっと、難しいね。この話ね。ちょっと、僕が聞きますが、そんなに、これ集めるものじゃないでしょう、この放課後児童施設というのは。足らんから集まっておいでというものではないわね。

教育文化部会 はい。

会 長 これは放課後を、何と云うか、時間に困られる子どもさんをしていこうということやからさ。ちょっと、何か、どうでしょうね。

教育文化部会 協議の結果、実は津市も今までやってきまして、20人ない施設がありました。そこで一番担当者が苦労したのは、なんとか20人を保とうと、そういうことで集めるといふ言葉は悪いですけども、募集をしまして、その線を維持していきたいと、そういうふうなことをずっとやってきておりますので、ちょっと表現がまずかったと思いますけれども、たくさんの方に来ていただきたい、入会していただきたい。そういうふうな、そういうつもりで申し上げました。

会 長 豊田さんところ、懸念されますか。どうぞ。

豊田委員 今、おっしゃいましたように、過疎地域については10人以上とするというような文言がうたってございますけれども、やはり、県が単年度補助にすれば、その人数の補助を出そうという、認めておるといふような形の中で、やはり、当初は大変少ない人数で私どもの学童保育もスタートしたわけでございます。だんだんと時期が経つと多くなってきて、どこからというふうな感じもございまして。ですから、そこら辺を非常に地方の方の考え方もある程度、ここは取り入れていただきたいと、このように思います。

会 長 もう一度。

教育文化部会 失礼します。今も分科会長が申し上げましたけども、やはり、20人という基本になる線が出ませんと、補助率は一律でございますので、相当保護者への負担も出てくるんじゃないかなということを思っておりますので、やはり、今、申し上げております、20人というのが1つの線になってくると思います。何度も申し上げて申し訳ありませんが、そのように考えます。以上です。

会 長 県単制度のことを教えて。豊田さんは県単制度が国の補助金より低い所である、だから県単制度をどういうふうにして新しいところに考えていくんかというふうにお伺いしていますよね。

教育文化部会 すいません、県単制度につきましては、111万8千円を県と市で負担いたし、市町村で負担するということですね、その年はいいのですが、活動のことですので、ずっ

と事業を継続していくのは非常に難しいのではないが、その間1年間やっていって、また人数が集まってくればいいんですが、なかなか、県単は、5名から9名ぐらいでございますので、それを20人までと一応なりますと、そういうのを認めていった後、継続が非常に難しくなってくると思います。そういうふうを考えます。

会 長 はい、豊田さん。

豊田委員 やはり、難しいからできないんじゃないかと、こういうものは広げていくという形のものでございまして、最初から少ないから止めたというような形で、やはり、県もある程度は続くということで、理解を示しているわけでもございまして、そこを敢えて考えないというような考え方は抵抗を感じるわけでもございます。もういっぺん、その過疎地域等という、この10名をという範囲もちょっと疑問でもございますけども、それも含めてお答えをいただきたいと思います。

会 長 どうぞ。

教育文化部会 その過疎地域等の基準につきましては、実は厚生労働省全国の課長を集めた会議がございまして、そこで実はここに書いてあります要件につきましては、その課長会に示めされた内容がほとんど、そのままここへ記入されているというふうな形で、それを準用しております。それで過疎地域も記述が入ったわけでもございます。

豊田委員 そうしますと、新津市に関してはどういう特があるのですか。

会 長 どうぞ。

教育文化部会 はい。新津市につきましては、また中で議論することになってくるかと思っておりますけれども、例えば、今美杉さんについては、学童保育がないのですが、作られる場合は、これが適用されるのかなとは思っております。

会 長 ちょっと、豊田さん、これ、括弧書きのもうひとつ中で議論をしているものだから、少しこの場に相応しくないかも分らん。この議論、ちょっと大事と言えば大事なんですけども、もう少し詰めさせましょう、ここは。県単をどうするかというのは、今、僕もお伺いして、単年度と県が言っているわけでしょう、設立する時に補助もらって、それからあとは切れてしまいますからね、それでもよけりやまた別の議論、けども、私が心配しているのは、始めにもらって2年目からは止めと言われたら、またそれじゃ県単以外の助成なんていうことになってくるから困る。こういうことやと思うのです。

豊田委員 そういう意見があったということで、一度ご検討をまた別の機会に結構でございまして、お願いをしたいと思います。

会 長 そうですね。新市になって、こういう制度を運営していくのに、もっといろんな形が出てくると思いますよ。先のことを申し上げて、非常に新しい制度ということで、うちというか、津なんかは随分前からこれを使いますけれども、まだの所もありますし、いろいろ出てくると思いますので、さっきのご所見、そういうことで話進めただけならば、基本申し上げたような格好でご承知をいただきたいと思いますが、皆さんよろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 それでは、生涯学習のことにつきまして、原案のとおりの内容で確認をさせていただきます。

・協議第96号 一般職の職員の身分の取扱いについて《協定項目》

会 長 続きまして、協議第96号は、一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。この調整の内容は、案として一般職に属する職員は、引き続き新市の一般職の職員としての身分を保有する。それが1つ、それから、もう1つは、職員数については、その適正化に努めるものとする。それから、3番目、職員の任免、給与その他の

取扱いについては、公平、公正の観点から、津市の例を基本に統一を図るものとする。こういうふうに申し上げます。少し基本的に大事のことを、この3つの今申し上げた言葉で表現をいたしましたので、いろいろその分私も、いろんな方とお話をしていく時に、いろんな切り口からご意見も伺いまして、実は果たしてこれでよかったかなと、こう思います。でも、それを先に思っても仕方がございませんので、とにかくこの1、2、3の内容につきまして、皆さんにいろいろとご議論いただいたと思いますので、その内容につきまして、お伺いをしたいと思います。どなたからでも結構でございます。芸濃町長さん、はい、どうぞ。

横山委員　　ちょっと、意見を述べさせていただきます。1つ目は職員は新市に引き継ぐと、ありがたいと思っております。職員任免と給与の取扱いについては、ひとつ検討していただきたいと思っております。合併の効果として、職員数の削減、人件費の抑制が挙げられており、また当初は3,200人ほどの職員を2,100人程度に減らす方針が出されておりました。しかし、現時点では、事務方の方では2,500、600人というようなことが囁かれております。合併して直ぐには職員は減らさないで、これに現在の津市なみの給与条件を当てはめれば人件費、総額は今、10市町村が払っている人件費よりも多くなると思いますので、これは合併による効果は期待できませんし、住民の皆様、議会議員の皆様方の理解を得るのは私は難しいと思っております。新設合併ですから、給与の額、職員に関する全ての条件を新しく制定する方法もあろうかと思っております。今以上に人件費の枠を広げていく必要はないと考えておりますので、再度検討願いたいと思っております。また合併すれば、全て新市の同じ職員ですので、職員間に不公平が生じますから合併と同時に統一すべきと私も思います。現状では資料にありますように、安芸郡の職員の給与が低く抑えられてきたのは、ご理解いただけたと思いますが、職員の能力には差があるとは思っておりません。新市の職員として統一した給与体系によって公平に扱われるべきであると考えております。その上、人件費枠は大きくならないように、再度検討いただきたいと要望します。合併に伴う痛みというのは、住民の皆様、議会議員の皆様も受けていただくこととなりますので、この合併はリストラですから、職員だけが痛みを受けないということは、皆様のご理解を得ることは難しいと思います。以上が私の意見でございますので、またいろいろ会長さんに考えていただくのがいいと思います。以上です。

会　　長　　はい、ありがとうございました。どういう切り口でも結構でございますから、どうぞ、この事は大事の事ですので、きたないご意見をお願いしたいと思います。はい、どうぞ、海野さん。

海野委員　　この職員の給与は非常に大事な議題でございまして、いろんな角度から検討していかねばならぬことは当然でございますが、公務員という身分は企業の方々とは性格も異にする部分もございまして。そういったことを前提にいたしまして、提案されております1、2、3の中で2点ほど申し上げたいと思っておりますが、2番目の職員数については、その適正化に努めるものとするということですが、この適正化の内容が今ひとつ具体性に乏しいというようなことを思っております。ですから、適正化そのもののいわゆる方向性と申しましょうか、考え方ですね、そういったものを、これは協定項目でもございますので住民の方々にある程度分かりやすいように、ひとつご検討いただいたらどうかという点が1点。それから、3番目の津市の例を基本に統一を図るとなっているところですが、それについても、その統一をどういう形でしていくのかと、やはり、10市町村の職員の方が新市で一体性を持ってひとつの職員になられるわけでございますので、この辺のところも、もう少し具体的に協定項目中にお示しをしていただければ、いいんじゃないかと、この2点を思っておりますので、ひとつ検討していただけるのなら有り難いと思っております。

会　　長　　ありがとうございました。もっと、もっとお伺いしたいと思います。はい、鈴木さん。

鈴木(秀)委員　今、ここに私が持っておりますのは、百五経済研究所が今年の3月に出した賃金統計ガイドという本です。これは民間の給与、全国、三重県も含めて、かなりデータとしては初任給から、賞与から、載っておりますが、それをいちいちここで説明できませんので、最初に書いてあります要約だけ、これはもう皆さん既にご承知のことなんですけども、今現状として、ここで改めてもう一度ご理解いただいておりますという意味で要約を読みますと、あくまでも民間の話です。賃上げを要求してきた労働者側も定期昇給の廃止、縮小や賃下げを迫られるに至り、雇用を維持することが優先課題になってきております。また賃金の企業の賃金決定の考え方においても、従来の年功型から個人の業績や貢献度をより直接反映させる成果型、能力型への移行がいつそう強まってきておりますというふうに、あと、パートタイム労働者が増えてきているとか、派遣労働者が増えてきているとか、いろいろと雇用の多様化といいたしましうか、雇用の形態の多様化も進んでいるところであります、これは、そういう民間の流れで、今回のこの提案を見ておまして、先ず、第1番目の新市の職員としての身分を保有する。これは、もう致し方ないこととさせていただきますけれども、先ほどお話ありましたように、これ非常に都市規模といいたしましうか、今度合併した新市の規模に比べますと非常に過剰な人員ということは否めないわけでありまして、これから、多分採用抑制という形でそれを適正化に早く進められるとは思いますが、当分の間非常に条件がいいですから、なかなか調整は難しいと思っております。従いまして、これにつきましても、外部委託あるいは民営化等を推進されまして、合併後の定員の削減につきましても、たいへんな努力をしていただく必要があるかというふうに思います。この10市町村の合併が何故スタートしたかという原点を常に忘れないで考えていただきたいと思っております。私どもが払っている税金が使われているわけとさせていただきますけれども、私どもの払っている税金全てが人件費に終わったということになったら、納税しているものも多分納得できないんじゃないかというふうに思います。骨太の方針2004におきましても地方公務員の給与のあり方につきましては、見直すというふうに言われておまして、そういう現在の社会的な情勢の背景というのは、そういうことだろうと思っております。会長さんが以前に言われましたように、合併の痛みというのは、もちろん市民もそうでありまして、行政の皆さん、議会の皆さん、そして住民の皆さんがそれぞれ痛みを分け合うという、この部分を忘れてはならないというふうに思います。特にこの3番目の共通の給与体系にするという部分でありますけれども、これから1つの自治体になるわけですから、当然それぞれ給与が違うということは、子会社にでもしない限りはあり得ないわけですから、何れそういうふうになるかとは理解できるわけなんですけども、今ここで具体的に書いてあります給与水準の低い町村が合併と同時に高い町村に一気に上がるという、そういうことが果たして住民の皆さんの理解を得られるかどうかというのは、たいへん今の説明した背景の中で、そういうことが起こってきたということになると、何のための合併だったのか、あるいは一般の、民間の企業が今どういうふうになっているかどうか、そういう部分で、多分市民の理解が十分に得られないのではないかと考えておまして、人件費の抑制をしなきゃならない時に、過去にないような人件費になっちゃうということは、やはり検討の余地があるのではないかと考えておます。以上です。

会　　長　　ありがとうございます。いかがでございますでしょうか。もう少しご意見を伺いたいなと思っております。津の議長さん、指名して申し訳ないけど。

中川委員　　はい。津の市議会の中川でございます。私もちょっと、この一般職の職員の身分の扱いということには関心がございまして。そういう中で、それと関連してくるわけなんですけども、特段異論を申し上げるというものではありませんけども、1つ要望ということでお聞きをしてもらいたいなと、このように思います。今も芸濃町の横山町長さん言われましたように、市町村合併は、やはり、最終的には究極のリストラやと、このように私どもも考えております。そういうことで、協議第91号で新市まちづくり計画が

ございましたが、その時に取り立てては申しませんでしたけども、財政計画において、特に人件費、それから物件費において、行財政改革の取組が考慮されていないのではないかなという意見がございまして、鈴木さんも今ちょっと言われましたように、このぐらいの年度には、このぐらいの人数でやっていくんだという見通しが今のところ示されていないなというような声がございまして、これから具体的なことをお示ししていただくとありがたいなと、議会では意見がございまして。当然新市においては、市民、行政、そして私たち議会もそれぞれが、痛みを伴うということとございまして、この痛みは、やはり職員の皆さんも、それ相応に受けていただくということも、必要ではないかなと、かなりきついような言い方ですが、そういうことが、やはり市民の皆さんにも理解していただけるのではないかと、このように考えております。そういうことで、公平、公正ということは当然一番大原則でございまして。この調整案も最終的には津市の例を基本に統一と、このようにうたわれておりますけれども、やはり、市民の痛みや議会や、そして行政みんながこの痛みが受けられる、そうだなというような形の感じ方が最終的に取れるような形の、調整をお願いをしたいなと、このように再検討をお願いしたいなと、このように思っております。

会 長 ありがとうございます。こうお伺いしてまいりまして、1号委員、2号委員、それから3号委員、大体ですね、管理側の立場ばかりで、働いている職員側というのは、メンバーにいないわけです。非常に恐縮ですけども、青木さん、ちょっとお立場は違いますけれども、公務員の人事管理の学識経験者として、公務員の給与等々のあり方、ずっと皆さんいらっしゃるけども、皆一般職、一般職代表といったら、急に申し上げて失礼なんですけれども、代表でなかっていいです。いろいろと今までのご経験から公務員の給与のあり方、基本は基本、今のあり方は今のあり方、何でも結構ですから、ちょっと、ご所見お願いします。

青木委員 地方公務員につきましては、地方公務員法というもので、規定がいろいろとされております。その中では、当然身分の保証のような話とか、それから給与についても、勿論、人勤による給与の決定ということで、第三者による給与決定ということになっておるんですが、そういうような格好で公務員給与は決められております。しかしながら、それらにつきましても、当然これは住民の皆様方の全部意見がそこに反映されておると、反映されてくると、基本的には、そういうことが非常に重要なことではないかなというふうに思っております。そういうことからいたしますと、今回この合併ということで、いろいろご意見が出ましたように、この合併の今回の効果と申しますか、何故合併をやるか、そういうことにつきましては、当然これは住民サービスの向上ということと一方では、合併についての、合併を行って、より効率的に効果的に行政を進めていくと、こういう観点だろうというふうに思っております。そういうことで、今回のこの調整の内容を見ますと、身分につきましては、先ほども話しましたように、今回の合併特例法の法律も基本的には身分は保証される、そういうことになっておりました、1番のことについては、こういうことではないかなというふうには思っております。2番、3番につきましては、合併の考え方ということからいきますと、適正化、津市を基本に統一を図るようになっておるんですが、これの具体的なことは、もう少し分からないので、あれなんです、全体的には行政サービスを低下させない、行政サービスをより向上するということからすれば、総体としての人件費が増加すると、そういうことでは非常にまずいのではないかなというふうに思っております。それですので、合併により、相対的な人件費がこれまでより、より効率的にと申しますか減少していくという、全体的にはそういう考え方で、この適正化とか、効率化ということをやっていたらどうかと思っております。そういうことですので、適正化ということについての具体的なこういうふうな合併後は、職員を効率的にして減らしていきますよとそういうふうな計画というものを、もう少し明確にする必要があるのではないかなというふうに思います。

会 長 ありがとうございます。急をお願いしてすいません。お伺いしてまいりまして、1番の身分の問題につきましては、この際人員整理をせえというご意見はなかったように思いますので、こういうことでいいのかな、だけれども、2番、3番につきましては、いろんなご所見がありました。当然だと思えます。幹事長さん、この件について、一度皆さんのご意見を聞いていただいて、今までの部会なり、幹事会での議論とご所見があれば。

幹事長 はい。少し反論といいますが、職員を代表して少し弁解をさせていただきますと、職員数の問題の財政計画の中で現在3,100名おりますのを10年で2,500名程度にもって行こうということでございます。これは大体10年間の退職者のうち、約4割程度の採用を抑制、6割減を推移していけば、達成できる数字でございます。ただ、一方で、地方分権の中で市町村の事務もいろいろ、これから増えてくることも想定されますので、これは、あくまでも今の事務をやっていく上で、今の体制でといいますか、今の事務事業を実施していく上で、必要な人間としては、2,500名程度で、それを10年間で早い段階で持っていこうということで、財政計画も組んでおります。その適正化のところは具体性がないというのは、そういう意味でどれが適正な水準かというのは、まさに新市のまちづくりの中でどういう行政運営をしていく、効率的にやっていくのが望ましいかというのは、正に新市の課題だということと、それというふうに理解をしております。ただ、少し表現については、やはり、もう少し住民の皆様方のご理解を得られるような形で工夫が必要かなと思っております。あと、給与のところも、合併のもう1つの仕組みとして、やはり、より高度な行政サービスをより効率的にやっていくということでは、職員の能力向上といいますが、それぞれの向上が当然必要になってくるということでございますので、給与が上がらないから、出来ないというわけじゃないんですけども、そういったこともまだ1つあるのかなと思っておりますが、今日いろいろ、いただきましたご意見を踏まえて、再度関係部会含めて検討していきたいと思っております。

会 長 今回の幹事長のお話を聞いていただきまして、すぐ決めるわけではないんですけども、もう1つこれだけを聞いておいて欲しいということがございましたら、いかがでございましょうか。はい、横山さん。

横山委員 1つ、会長の方をお願いしておきたいことは、合併しますね。そしたら、3,200人の職員がいるわけです。

会 長 今回の業務であれば、地方分権とか、いろいろな格好で内容が変わってまいりますから、何かあまり数にこだわっていただくと、あとでうそ言ったということになりますね。

横山委員 合併した時に総枠で人件費が増えることのないようにしよう。そういうふうに決めたらどうですか。

会 長 ありがとうございます。それでは、いろいろなご意見伺いました。それで、ちょっと、今日もう1つ考えさせてください。この96号、次回の継続協議とさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますか。今、いただきましたご意見もう1ぺん、議事録、しっかり、読み直しますけども、また少し時間がなかったので、こんなこともというお話ありましたら、是非、お届けをいただきたい、こんなふうに思います。それでは、次回に継続とさせていただきます。

・協議第97号 地方税の取扱いについて《協定項目》

会 長 それでは、次に、97号地方税の取扱いについて《協定項目》を議題といたしたいと思えます。この97号から106号につきましては、既に協議会でご確認をいただきました項目を協定書に記載する内容に整理をしたものでございますので、そういうことでございますので、もう少し簡潔に説明をさせます。では、お願いします。

事務局長 失礼します。かなり時間も迫ってきておりますし、これらは既に各市町村議会あるいは特別委員会において協議していただいた内容でございますので、少し省略させていただきますので、ご了承願います。地方税の取扱いについての具体的な調整内容でございますが、個人市民税の均等割、それから、法人市民税の法人税割、それから、入場税、それから、都市計画税というような形で表示されておりますので、よろしく願います。

会 長 はい、97号地方税お分かりでございましょうか。申し上げましたように、既に、いろいろ議論していただいておりますので、特にございませんようでしたら、次に移らせていただきます。(異議なし)

・協議第98号 国民健康保険事業の取扱いについて《協定項目》

会 長 98号です。国民健康保険事業の取扱いについてです。お願いします。

事務局長 はい。98号ですが、国民健康保険事業の取扱いについて、これも、賦課方式、賦課方法、それから、算定方法、賦課割合、料率、遡及分、葬祭費こういう内容につきまして、協議会協定項目として提出していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

会 長 98号は、国保の内容でございます。次々とまいります、また、いやというのであれば、お話ください。(異議なし)

・協議第99号 各種事務事業の取扱いについて
障害者福祉事業《協定項目》

会 長 99号は障害者福祉事業でございます。

事務局長 はい、先ず1の心身障害者福祉年金給付事業ということと、2番の重度心身障害者等介護手当給付事業、それから3番の重度心身障害者タクシー料金助成事業・身体障害者自動車燃料費助成というような形で、協定項目として記載していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

会 長 はい。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。
(異議なし)

・協議第100号 各種事務事業の取扱いについて
高齢者福祉事業《協定項目》

会 長 はい、それでは次にまいります。今度は100号高齢者福祉事業でございます。ご説明をお願いします。

事務局長 はい。調整の内容といたしまして、敬老祝金事業、それから、緊急通報装置事業、老人クラブの助成事業、はり・灸・マッサージ施術費助成事業、それから、紙おむつ等給付事業、それから、高齢者訪問美容サービス事業、在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業、それから、徘徊高齢者家族支援サービス事業という形で8項目について記載していきたいと思っておりますが、よろしく願います。

会 長 ただ今、敬老祝金から徘徊高齢者の家族支援サービスまで、お話をいたしました、これも中で詰めていただいておりますが、いかがでございましょうか。ご確認いただけますか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。

・協議第 101 号 各種事務事業の取扱いについて
その他の福祉関係《協定項目》

会 長 それでは、101 号その他の福祉関係であります。お願いします。

事務局長 はい。調整の内容といたしまして、1 として戦没者戦災犠牲者追悼式、それから、2 番心身障害者・65 歳以上重度心身障害者医療費助成、それから、乳幼児医療費助成、それから、4 番目として一人親家庭等医療費助成、それから、5 番目の妊産婦医療費助成、6 番目の精神障害者医療費助成という形で記載をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 ただ今お話をいたしましたのは、戦没者犠牲者の追悼式からずっと精神障害者医療費助成でございます。いかがでございましょうか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。これも、特に今までの議論のような形で、ご所見がないようでございますので、ご確認をいただきましたものとして、次にまいります。

・協議第 102 号 各種事務事業の取扱いについて
ごみ対策関係《協定項目》

会 長 その次は、102 号ごみ対策関係、はい、お願いします。

事務局長 はい。1 の一般廃棄物処理業の許可等、2 番目にリサイクル資源回収活動報奨金、3 番の生ごみ処理機等購入費補助金、それから、家庭ごみの収集、それから、5 番目の収集ステーション、6 番目のごみ処理施設の使用料、7 番目のごみ処理施設操業に関する協定という形で記載をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 ごみ対策につきましてのお話を申し上げました。それぞれの調整の内容をまたお読みいただきますと、単価が入っておりますとか、非常に細かいことでございますが、既に部会等でご議論いただいておりますので、お諮りをいたします。特にございませんようでしたら、お認めいただきましたものとして次に移りますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、次に移らせていただきます。

・協議第 103 号 各種事務事業の取扱いについて
農林水産関係《協定項目》

会 長 今度は農林水産関係です。お願いします。

事務局長 はい。先ず 1 番の生産調整関係、それから、2 番目の農業集落排水事業、それから、3 番目の農林業基盤整備事業、それから、4 番目の間伐関係事業、5 番目の造林事業、6 番目の漁港整備事業という形で記載していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 この農林水産事業につきましては、林業関係やら、漁港関係とか、全ての今の町村に共通するものではございませんけども、しかし、新市になってまいりますと、1 つの形で整えておかんといかんということで、調整をしてもらったと思っております。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、農林水産関係 103 号、原案どおりの内容で確認し、104 号は上水道事業でございます。説明してください。

・協議第 104 号 各種事務事業の取扱いについて
上水道事業《協定項目》

事務局長 はい。1 の水道料金について、それから 2 番目の水道メーターの開栓手数料、3 番目の給水装置工事の申込手数料、それから、4 番目の給水装置工事の新規給水加入金、それから、5 番目の開発行為に伴う上水道及び簡易水道における設計審査というような形で記載させていただきます。よろしくお願いたします。

会 長 上水道事業の説明は以上でございます。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、確認をしていただいたということで、次に移らせていただきます。

・協議第 105 号 各種事務事業の取扱いについて
市立学校の通学区域《協定項目》

会 長 今度は市立学校の通学区域でございます。お願いたします。

事務局長 先ず、現在の通学区域の線引きは、変更しないことということ、2 番目の通学区域審議会を設置をするという内容でございます。よろしくお願いたします。

会 長 よろしゅうございますか。
(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。

・協議第 106 号 各種事務事業の取扱いについて
文化振興関係《協定項目》

会 長 それでは、次に 106 号文化振興関係でございます。お願いたします。

事務局長 はい。先ず 1 番目の文化団体への活動補助、それから、2 番目の指定文化財、3 番目の指定文化財等の補助金ということでございます。よろしくお願いたします。

会 長 はい。ただ今ご説明を申し上げました文化団体の活動補助等につきましての提案を申し上げました。いかがでございましょうか。106 号につきまして、原案どおりの内容でよろしゅうございましょうか。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、106 号まで協議をご確認をいただきまして、ありがとうございます。次に、会議次第の 5、次回協議会の日程等でございます。説明を申し上げます。

5 次回協議会(第 27 回)について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成 16 年 6 月 23 日(水)午後 1 時

場 所 津センターパレス 5 階 津市センターパレスホール

協議予定事項

- 協議第 29 号 各種事務事業の取扱いについて
学校教育関係（その 4）
- 協議第 107 号 各種事務事業の取扱いについて
その他（その 3）
- 協議第 108 号 一部事務組合等の取扱いについて《協定項目》
- 協議第 109 号 使用料、手数料の取扱いについて《協定項目》
- 協議第 110 号 公共的団体等の取扱いについて《協定項目》
- 協議第 111 号 附属機関の取扱いについて《協定項目》
- 協議第 112 号 補助金、交付金等の取扱いについて《協定項目》
- 協議第 113 号 各種事務事業の取扱いについて
児童福祉事業《協定項目》
- 協議第 114 号 各種事務事業の取扱いについて
環境対策関係《協定項目》
- 協議第 115 号 各種事務事業の取扱いについて
商工・観光関係《協定項目》
- 協議第 116 号 各種事務事業の取扱いについて
下水道事業《協定項目》
- 協議第 117 号 各種事務事業の取扱いについて
学校教育関係《協定項目》
- 協議第 118 号 各種事務事業の取扱いについて
生涯学習関係《協定項目》
- 協議第 119 号 各種事務事業の取扱いについて
その他《協定項目》

会 長 見ていただければ分かりますと申しておりますが、大体ご説明してあるものを書いてあるものを読むだけのことと思いますので、こんなことを申し上げて非常に恐縮でございますが、お腹も空いておりますので、できれば、書類をしっかりとご覧いただきまして、そして、次のご協議をお願いをしたいと、こんなふうに思います。よろしゅうございませうか。ありがとうございます。それでは、だいたい今日これで予定をいたしましたのを終了いたします。大事の項目につきまして、次に送るようなことをいたしまして、失礼かとは存じましたけども、時間がとれますか、期限がぎりぎりまで持ってまいりますと、もう少しございましたので、次回協議会、次々回協議会とこんなふうに申し上げました。また、こんなふうにご理解ぎりぎりまで持ってまいりましたので、恐縮ですが、その辺のところご理解いただきまして、ご審議を進めていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。特に、よろしいか。特に事務局からないようでございますので、本当に遅くまでありがとうございます。どうぞ、お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。はい、どうぞ。

八太委員 冒頭提示いただいた合併期日の 3 案を提案いただいたと理解しておるんですが、私どもの方からもお願いしましたことも 3 案に加えていただきますように、ひとつよろしくご配慮いただければありがたいと思います。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

会 長 それでは、これで終わります。ありがとうございました。

平成 16 年 7 月 7 日

署名委員 1号委員 久居市長

池 田 幸 一 印

2号委員 一志町議会議長

豊 田 千 春 印

3号委員 津商工会議所常議員

鈴 木 秀 昭 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。